

まちづくり策定住宅地における住民の住まいの営みと住意識
 —持続可能な郊外住宅地居住のための
 “地域に関わって住む”住み方に関する研究 その3—

Housing Management and Dwelling Consciousness of Citizens
 in Residences Developed by Community Projects
 – Research on “Living through Community Involvement”
 for Sustainable Suburban Residential Living, part 3

中 村 久 美

NAKAMURA Kumi

廣 瀬 直 哉

HIROSE Naoya

1. はじめに

本稿は、少子高齢化、人口減少時代の郊外住宅地における居住のあり方を検討する一連の研究^{注1)}の第3報である。本研究は、家屋の老朽化や敷地の細分化、建て替えなどによる「空間的変容」や、高齢化や共働き化などの「人間的変容」¹⁾による居住問題を抱える郊外住宅地に焦点をあて、地域生活環境の持続性や生活の質のかぎを握るとみられる地域居住様式の構築を考えることを目的としている。

宇治市を対象に2014年および2016年に実施した郊外住宅地調査において、持続可能な郊外住宅地居住にとっては、住民自身の“地域に関わって住む”住み方の醸成が重要であることを明らかにした^{2) 3)}。地域居住様式としての“地域に関わって住む”住み方とは、第1報²⁾で提示したように(図1)、地域への高い帰属性と地域運営に貢献的な生活意識や態度を持ち、環境整備や防災、防犯、地域福祉などの地域の諸課題への対応を公的サービスに委ねるだけでなく住民自らが自分たちの役割と認識して暮らす、そのような生活の仕方である。第2報では、住宅地としての価値を共有し、その維持と発展のため住民主体のまちづくり計画を策定した実績を有する地区をとりあげ、居住地域の持続性におけるその成果を裏付けるように“地域に関わって住む”住み方が多くの住民に浸透していることを示した。

第3報では、第1報で地域と関わる住生活の諸側面として提議した事項、すなわち①街並みを考えた住まいの運営、②緑化や緑の育成、保全、③ごみの分別、減量化やリサイクル、④地域防災、防犯への取り組み、⑤集会所や街区公園など、地域施設の管理、運営、⑥高齢者や子ども、子育て世帯への支援を中心とする地域福祉、⑦地域の小学校の運営や教育活動への協力、

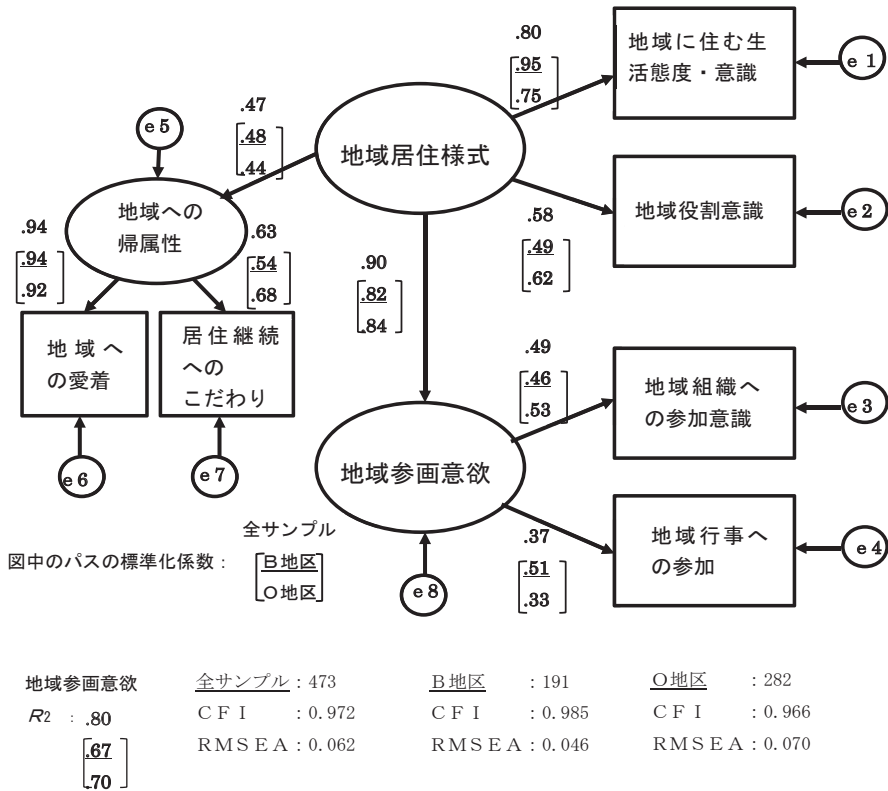


図 1. 共分散構造分析による“地域に関わって住む”住み方の構造

中村久美、田中みさ子、廣瀬直哉：「持続可能な郊外住宅地居住のための“地域に関わって住む”住み方に関する研究」、日本建築学会計画系論文集 第80巻第711号、1085-1094（2015）より再掲

以上のうち、①街並みを考えた住まいの運営をとりあげ、上述のまちづくり策定地域における“地域に関わって住む”住み方の実践状況を検証することを目的とする。さらに、持続可能な住宅地運営にとっては住宅地としての地域の価値の共有と“地域に関わって住む”住み方の継承が重要となるが、そのかぎと考えられる意識啓発や態度養成のための住教育のあり方に対する住民意識を探ることも目的の1つとする。本報は、上記2016年調査のデータを基に分析、考察するものである。

2. 研究方法

調査対象郊外住宅地として、宇治市A地区を選定した。宇治市では、「宇治市良好な居住環境の整備及び景観形成を図るためのまちづくりに関する条例」が制定され、2008年4月1日に施行されている。A地区では、2008年12月8日に市長の認定を受けて設立した「A地区まちづくり協議会」が「宇治市まちづくり・景観条例」に基づきまちづくり計画を策定、平成23年10月14日、同条例により地区まちづくり計画として市長の認定を受けている^{注2)}。

調査方法としては、世帯主またはその配偶者を回答者とする質問紙調査を、留置き自記法により実施した。具体的には、前もって自治会を通じて実施の旨を回覧したうえで各戸にポストイン、回答後郵送返送してもらう形式によった。調査期日は2014年7月25日～8月10日である。調査内容は、周辺地域との関わりに関する住生活の実態や地域の住生活における生活態度および住意識等である。

対象地区852戸中、空き家や長期不在と判断できる住戸を除く785戸に対し配布、299の有効票を得た（有効回収率38.1%）。本調査に際しては、京都ノートルダム女子大学研究倫理審査委員会の承認を得ている（申請番号（14-0007）承認日2014年7月23日）。

なお本報では日常の住まいの営みを住意識との関係から検証するものであるが、住まいの営みに関する住民の日常行為・行動を京都東山地区で明らかにした2006年度調査⁴⁾（専用住宅に居住する159世帯を対象）においても同様の質問項目により調査していることから、一部の項目についてその結果と比較、検証する。

クロス集計を行い、 χ^2 検定において有意水準 $p<0.05$ 、 $p<0.01$ 、 $p<0.001$ で関連性がある場合は、以下の図表にそれぞれ*、**、***と表記する。

3. 調査対象の概要と居住者の住意識

3-1. 調査対象地区の概要

調査対象地区では、宅地販売にあたって開発会社により買主となる住民との間で、特約事項を盛り込んだ不動産売買契約書が取り交わされている。内容は、①商店の設置は地区本通り入口に限定、②それ以外の地区内建築物は一戸建て専用住宅に限る、③建物は2階建て以下、④宅地の分割はしないといったものである。加えて多くの宅地に建築施工業者を指定し、業者と施主の間で上記の特約事項を盛り込んだ工事請負契約書が交わされた。この特約事項を盛り込んだ契約やその協定内容が受け継がれ、第1次開発から40年を経て閑静な住宅地環境が醸成される一方、2001年にはJRの駅が本地区内に設置され、病院や購買施設も整備されるにおよび、住宅地として利便性が一段と高くなった。

しかし近年、敷地の分割や長屋建住宅の建設が行われ、隣接地区に高層集合住宅が建設されるなど、住宅地景観を阻害する建設事例が出現したことを受けて、住民主体でまちづくり計画を策定する気運が高まった。もとよりまちづくり景観条例の制定に動いていた宇治市では、その条例に基づくまちづくり計画の事例として、本地区の計画策定に協力、指導を行った。「A地区まちづくり計画」の内容は、適用地区を明確に示したうえで、建築物の用途、敷地規模、建築物の高さ、建築物の形態・意匠、建築部に付随する塀や柵、樹木や工作物に関する規定、空き地・空き家への対応、建築物の解体や新築、改変に伴う工事に関する協定等の事項から成る。

3-2. 調査対象世帯および回答者の概要

調査対象世帯、および住宅についてみると（表 1-1）、開発当初からの居住世帯が多く、子どもが独立した中高年の夫婦のみ世帯が 4 割を超える。敷地面積は本まちづくり計画の内容に反して 150㎡未満が 4.3% 存在するものの、150～200㎡が 6 割をしめ平均 189㎡である。住宅は 3/4 が注文住宅で平均延床面積 132㎡、建築年数は平均 28 年である。

回答者をみると（表 1-2）、男女ほぼ半々であるが、年齢は偏りがあり、平均 68 歳で 70 歳以上が半数を超える。宇治市の人口統計によると、調査時点での対象地区の高齢者率は 44.8% と非常に高いが^{注 3)}、回答者の高齢者率はそれをさらに上回る。7 割が無職であるが、50 代以下の常勤職も 15% 含む。居住年数は 64.2% が 30 年を超える。

3-3. 回答者の住意識

住まいそのものへの考え方をみると（図 2）、住まいを「社会資産でもある」と捉えている住民は 1/4 程度であり、大多数は「あくまで個人資産」と考えている。彼らの意識には、まちづくりを私有資産価値の維持、向上のための戦略と捉える一面が含まれるものと推察される。

住まいに対する意識とは別に、分譲時の特約条項に対する価値意識を探った。前述のように本対象住宅地は、良好な住宅地環境を形成していくた

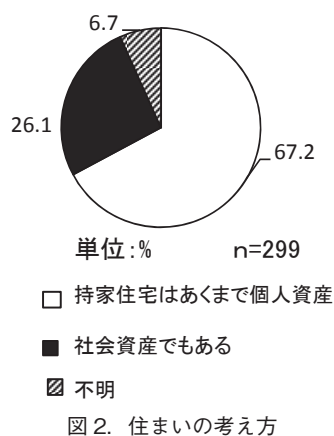


表 1-1 世帯および住宅の概要

家族類型	世帯主年齢	住宅種別
単身	9.0	30 歳代以下 2.7
夫婦のみ	41.8	40 歳代 4.7
夫婦と未婚の子	23.1	50 歳代 7.7
三世代	6.7	60 歳代 23.7
その他	5.4	70 歳代 36.5
不明	14.0	80 歳以上 20.7
		不明 4.0
計	100.0	計 100.0
敷地面積	延床面積	建築年数
150㎡未満	4.3	100㎡未満 10.0
150～175㎡	32.1	100～125㎡ 22.4
175～200㎡	29.8	125～150㎡ 29.8
200㎡以上	25.4	150～175㎡ 11.4
不明	8.4	175㎡以上 6.7
		不明 19.7
計	100.0	計 100.0

単位: % n = 299

表 1-2 回答者の概要

性別	年齢
男性	48.2
女性	49.5
不明	2.3
	30 歳代以下 4.0
	40 歳代 4.4
	50 歳代 9.4
	60 歳代 27.4
	70 歳代 33.8
	80 歳以上 16.7
	不明 4.3
計	100.0
職業	地域居住年数
常勤職	15.4
自営業	2.7
非常勤・アルバイト	6.4
無職	72.8
不明	2.7
	10 年未満 9.7
	10～20 年 7.4
	20～30 年 13.4
	30～40 年 34.4
	40 年以上 29.7
	不明 5.4
計	100.0

単位: % n = 299

めに、宅地分譲にあたっては、購入者と開発業者との間で、建築物の用途制限（2階建てまでの専用住宅に限る）や看板等の業務用建造物設置の禁止などの特約事項を盛り込んだ不動産売買契約書を締結している。行政をも巻き込む建築協定とは異なり、あくまで売買に関わる当事者間の申し合わせに過ぎないが、それでも本住宅地の条件を将来にわたって規定するものとして、居住開始後の居住者の地域と関わる住意識、ひいてはその後の“地域に関わって住む”住み方の形成に何らかの影響を与えたものと考えられる。

入居時点での本特約条項への評価をみると（表2）、「4. 制約があるのは少し問題に感じた」とする者が5%弱存在するものの、「2. 好ましく思った」が38%、さらには「1. 特約があるから本住宅地を選んだ」とする者が15%存在する。一方で本特約の意図を「5. 特に気にとめなかった」者も30%存在する。本特約は、分譲時には開発業者から直接説明を受けたのち、それを前提に契約されるのであるが、経年後の中古住宅への入居者など本地域への中途居住者は、仲介する不動産業者から特約条項の説明を受けている。その点については、自治会の方でも中途入会者に確認をしているとのことであった。ただし、分譲当初の契約場面と同程度の説明がなされているかは不明である。したがって「5. 特に気にとめなかった」という回答には、十分な情報がなく心に留まらなかったといったケースも含まれるとみられる。

前報³⁾では、以上の①住まいそのものへの考え方や、②良好な住宅地環境の保全を目的とした分譲時の特約条項への価値意識が、本研究が一貫して着目する“地域に関わって住む”住み方の形成に大きく関与することを明らかにした。居住地域への価値意識や住まいの社会性への認識を有する者ほど、“地域に関わって住む”住み方を定着させていたのである。居住者の住まいの営みについてもこのような住意識が影響するものとの仮説から、本報でも①②の住意識により居住者を分類、これによる分析を適宜行う。

すなわち、入居時の特約事項への考え方として好評価していた者（表2における「1. 特約事項があるから本住宅地を選んだ」「2. 好ましく思った」「3. 受け入れられると思った」の合計）と問題視、または無関心であった者（同「4. 制約があるのは少し問題に感じた」「5. 特に気にとめなかった」の合計）に二分し、さらに好評価していた者を住まいに対する考え方（図2 あくまで個人資産か社会資産でもあるとするか）によって分けた（図3）。結果として「評価/個人資産」（n = 114）、「無関心・問題視」（n = 95）、「評価/社会資産」（n = 59）の3つのグ

表2. 入居時の特約事項への評価

入居時の評価	全体	% (n)
1 特約があるから本住宅地を選んだ	15.3	(43)
2 好ましく思った	37.7	(106)
3 受け入れられると思った	12.8	(36)
4 制約があるのは少し問題に感じた	4.3	(12)
5 特に気にとめなかった	29.9	(84)
計	100.0	(281)

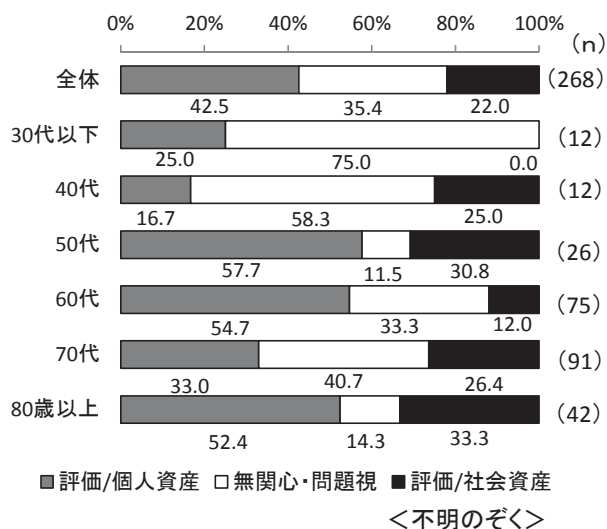


図3. 特約条項と住まいに対する価値意識による分類一年齢別

ループに分類、これによるクロス集計を適宜行っている。なお、この3分類の年齢構成をそれぞれみると、そもそも回答者の年齢に偏りがあるものの、比較的若い層（30代以下、40代）は「無関心・問題視」が過半をしめるのに対し、50代以上では4割以下で、特に50代、80歳以上は1.5割にもみたく、「評価/個人資産」が半数をしめ、「評価/社会資産」も3割存在する。

4. 日常の住まいの営みと住意識

4-1. 住まいのしつらえや住み方の状況

各住戸のしつらえや手入れはどのように行われているのか、地域の景観要素としてどの程度周辺環境や全面道路との関係を考慮にいて住まいが営まれているのかを、具体的な行為・行動をあげて尋ねた（図4）。屋根や外壁などの住宅被覆の手入れや庭の植栽、植え込みのデザインなどは6～7割が行っている。家の前をこまめに掃いたり玄関や門周りのモノの置き方に配慮したり、通りからの見た目に配慮して洗濯物を干したり、日常の住生活においても周辺環境との関係からこまやかな配慮をみせている。

この状況を、2006年7月に京都市東山区の重要伝統的建造物群保存地区を含む地域で行った既往調査の結果と比較する（図4）。高台寺や八坂の塔を含む東山地区は、京都の伝統的な街並みを残す地域であり、有数の観光地である。近年は閑散期にもイベントを企画するなど観光でこ入れを行っており、当該地域の住民は、街歩きの観光客の目を意識しつつ住まいを営んでいる。加えて伝建地区ならではの住宅改変に関わる諸制度が存在する。当然のことながら、地域や通りとの関係に配慮しながら住まいをしつらえている住民は多い。

その東山地区と比較しても、A地区の住まいの営みは、地域との関係性を考慮する割合が高

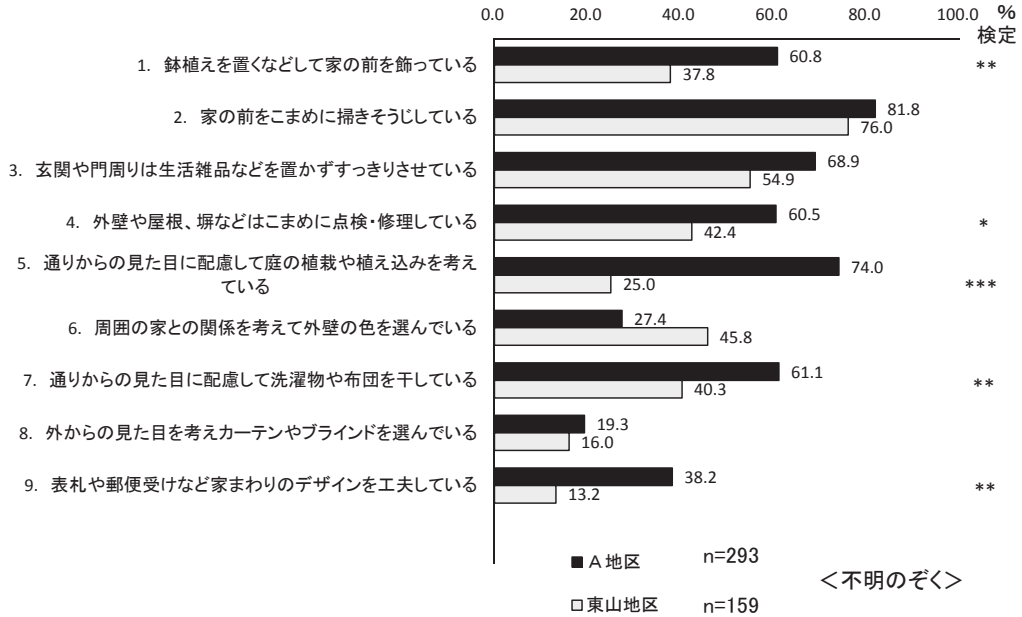


図4. 地域との関係や通りからの景観に配慮して行っていること—東山地区との比較

い。一般的な戸建て住宅と町屋形式の住まいが混在する東山地区に対し、A地区では庭や植え込みに関する行為率が高いのは必然のことといえる。一方「6. 周囲の家との関係を考えて外壁の色を選んでいる」は、伝建地区特有の制約から東山地区では当然のことではあるが、それらを考慮しても、総じてA地区の方が東山地区よりも行為率は高いといえる。

住まいの営みが観光客誘致という経済効果につながる東山地区以上に、まちづくり計画を主体的に策定したA地区では、住民にとっての生活環境の維持・向上、ひいては資産価値の向上につながる地域との関係に配慮した住まいの営みが行われているといえる。

4-2. 住まいに対する価値意識と住まいの営み

日常の住まいの営みを、住まいに対する価値意識と分譲時の特約条項への評価から類別した居住者の分類別にみても（図5）、家の前の掃き掃除や干し物をする際の通りからの見た目への配慮はいずれの類型もっており、住宅被覆の点検・修理においても大差ないが、それ以外の事項に限ってもすべて「無関心・問題視」の実施率が最も低く、有意差がある。

特約条項を評価する2タイプについては、実施率が同程度の事項が多いが、「8. カーテンやブラインド」「9. 表札や郵便受けなどのデザイン」については、個人資産としての住まいの価値意識を有するタイプの割合が高いのに対し、「1. 鉢植えなどを飾る」「6. 外壁の色」などそれ以外の事項は、社会資産としての住まいの価値を認識するタイプの割合が高い。またここにあげた諸行為について「特に何もしていない」者が「無関心・問題視」「評価/個人資産」ではわずかではあるものの存在するのに対し、「評価/社会資産」タイプのみ皆無である。住まいの社会性

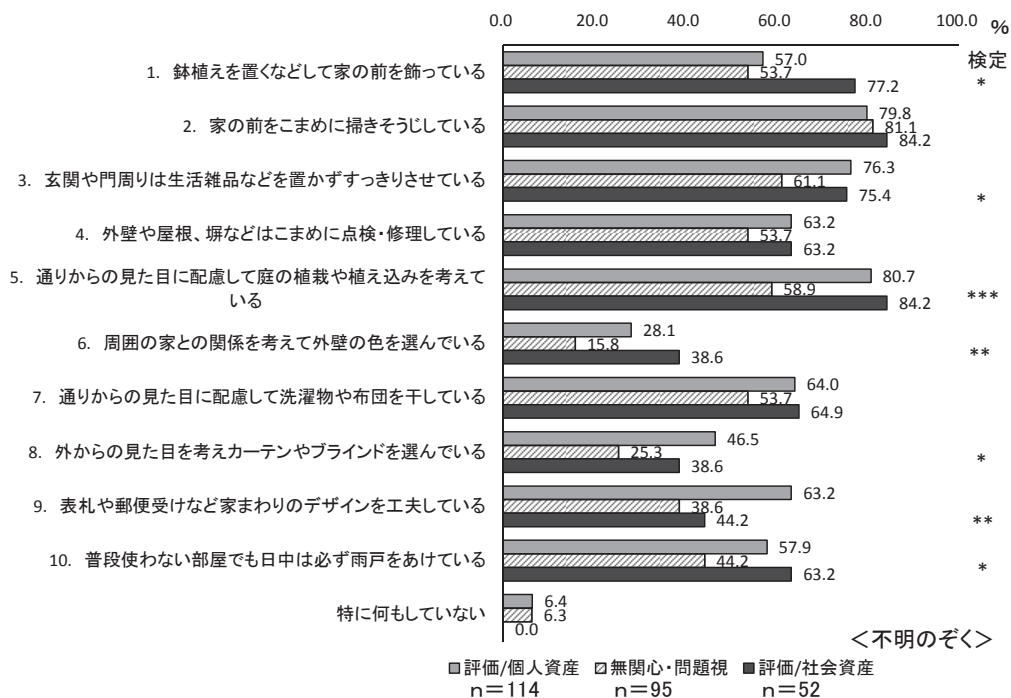


図5. 地域との関係や通りからの景観に配慮して行っていること
—特約条項と住まいに対する価値意識による分類別

を認識し、特約条項への価値を認めるタイプでは、日常の住まいの営みにおいても、積極的に周辺環境や通りとの関係を図る住み方を実践しているといえる。

なお、調査では、まちづくり計画策定前後で、この住まいの営みに変化があったかどうかについても問うている。一般住民へのアンケート調査やまちづくり計画に関する地域集会など、まちづくり協議の過程を経験して、地域との関係を考慮に入れた住まいの営み行為を実施するようになった者が若干(5.4% 16/297)存在する。具体的には「2.家の前をこまめに掃き掃除している」「5.通りからの見た目に配慮して植栽を考えている」などである。まちづくり計画に関わる一連の作業工程が、住民の意識啓発に多少とも寄与しているものとみられる。

5. 住まいの改変とそれに関わる住意識

5-1. リフォームの実績と実施に関わる意識

住まいの営みにおける非日常行為として、住宅の改修、改変があげられる。調査対象A地区は開発分譲後、40年を経て、当初からの居住世帯を中心に、修理・修繕や増改築など、外観の変化を伴う改修工事を経験している世帯が少なくない。

まず住宅改修実績についてみると(図6)、8.5割の世帯が外観の変化を伴う改修工事を経験している。その内容は「4.外壁の塗り替え」「5.屋根の補修」が中心であるが、増改築や駐車場

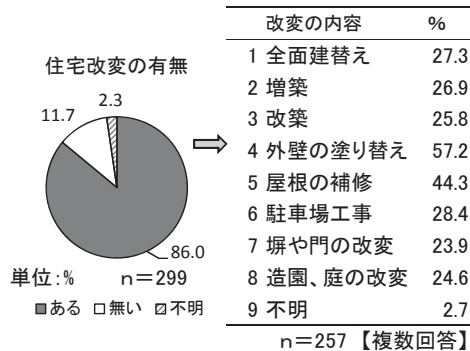
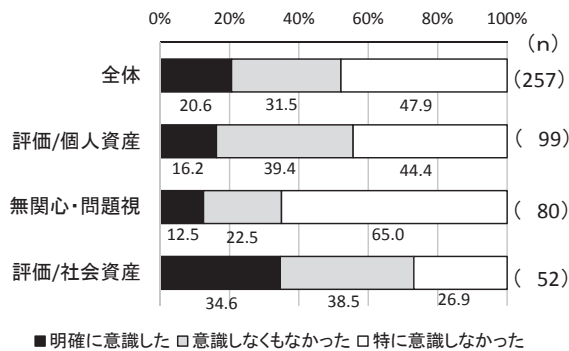


図 6. 住宅改変の状況



<不明のぞく> 検定:***

図 7. 住宅改変に際しての通りとの関係意識—特約条項と住まいに対する価値意識による分類別

工事、庭の改変などの工事も少なくない。1/4 を超える世帯が、全面建て替えている。

以上の住宅改修工事において、周辺環境や通りとの関係性をどの程度考慮したかについてみると（図 7）、約 2 割が「明確に意識した」とし、3 割が「意識しなくもなかった」としている。半数が「特に意識しなかった」としている。特約条項と住まいに対する価値意識による分類別にみると、「無関心・問題視」では、周辺環境や通りとの関係意識なく住宅改修を行う割合が 65 割と大半をしめるのに対し、特約条項に価値を認めていた他の 2 タイプでは半数以下である。とりわけ住まいの社会性を認識している「評価/社会資産」では、「特に意識しない」は 1/4 程度で、1/3 を超える者が「明確に意識した」としている。

日常の住まいの営み以上に、非日常の住宅改変において、“地域に関わって住む”住み方の形成に関わる住意識の違いにより、地域環境、住宅地景観の一要素としての住まいの営みに対する地域との関係意識は大きく異なることがわかる。

5-2. 今後のリフォームの予定と実施に関わる意識

将来の改修工事の予定についてたずねたところ、「1. 予定がある」とする割合は 2.7% と少な

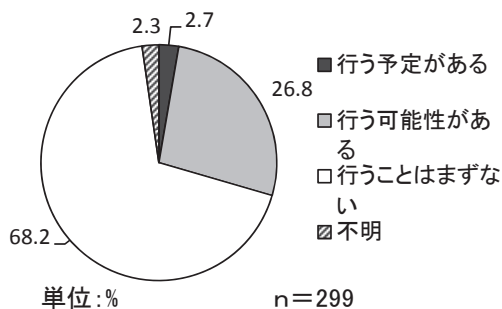


図 8. 将来の住宅改変

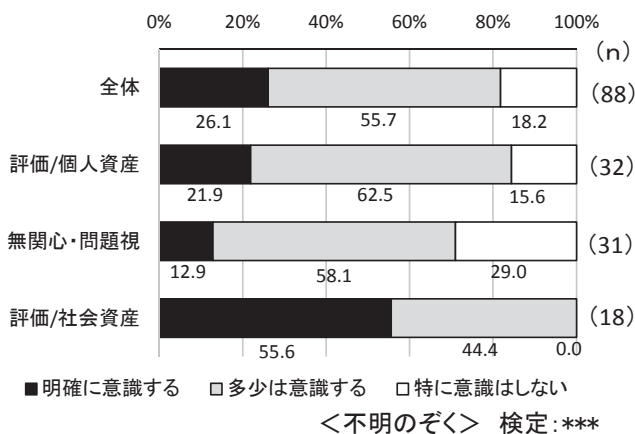


図 9. 将来の住宅改変時の通りとの関係意識—特約条項と住まいに対する価値意識による分類別

いものの、「2.可能性はある」は1/4強存在する（図8）。

可能性のある者まで含め（n = 88）、改修の際の地域との関係意識を問うと（図9全体）、「3.特に意識しない」は2割にみならず、ほとんどが程度の差はあれ、意識するとしている。過去の改修実績に比べ、まちづくり計画を策定した現在では、非日常の住まいの営みにおいても、地域との関係意識が定着している様子がうかがえる。

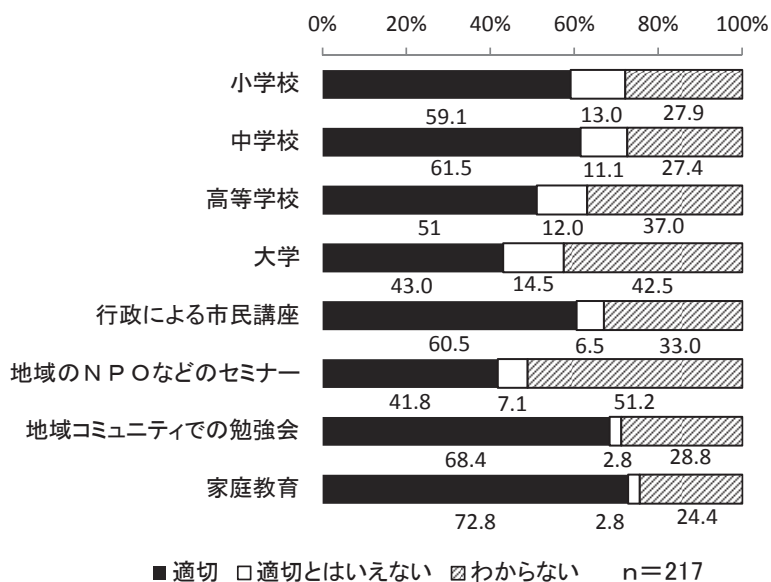
この将来の改変工事での地域との関係意識を、特約条項と住まいに対する価値意識による分類別にみると（図9）、「評価/個人資産」では、「特に意識しない」が1.5割に対し2割が「明確に意識する」としている。さらに「評価/社会資産」では、過半数が「明確に意識する」としており、「特に意識しない」は皆無である。一方「無関心・問題視」でも、「明確に意識する」は1割強にとどまるものの、「多少は意識する」が6割弱と過去の実績時に比べ大きく割合を増やしている。まちづくり計画策定を経験して、住宅地としての価値の共有が多少ともすすんだといえよう。

6. “地域に関わって住む”住み方と住まいの営みの継承への意識

本報では、地域と関わる住生活の諸側面のうち、街並みを考えた住まいの運営に関する日常、非日常の住み方の実態を明らかにした。地域と関わる住生活にはこのほかに、防災、防犯への取り組みや地域施設管理、高齢者や子ども、子育て世帯の支援、地域の小学校運営への協力など、多様な住生活が含まれる。これらを住民誰もが地域に住む上での当然の住生活ととらえて生活する態度や役割意識、さらには地域への帰属意識を高めて、本研究が着目する“地域に関わって住む”住み方を定着していくためには、啓発のための「教育」が重要となる。最後に“地域に関わって住む”住み方を身に着けるための教育の場について、住民意見を問うた（図10）。

一般住民にとってはかなり難しい質問といえるため、「わからない」という回答が多い。とりわけ「地域のNPOのセミナー」はイメージしにくかったと思われ、5割以上が「わからない」としている。

何らかの判断ができた者の回答傾向をみると、「適切」とする割合が最も高いのは「家庭教育」である。まちづくり計画を主体的に策定したA地区では、住環境に関わる価値意識や住み方を共有することの重要性から、それらの家庭内継承を重視するものと考えられる。学校教育のなかでは高等学校、大学に比べ、通学圏域が地域内となる小学校や中学校を「適切」とする割合は高く、6割を超える。学校教育外では、行政が主催する市民講座よりも「地域コミュニティでの勉強会」の方が「適切」とする割合は高い。主体的にまちづくり計画を策定した地域として、住宅地としての持続性のための意識啓発や価値の継承をも主体的に行おうとする地域



<不明のぞく>

図10. まちづくりに主体的に関わる住民を育てるための適切な教育の場について

の自負がうかがわれる。

折しも学齢期の子どもを持つ世帯層では、本住宅地への価値意識が低い「無関心・問題視」が相対的に多かった。その場合、住宅地の価値意識や“地域に関わって住む”住み方の家庭内継承は期待できないが、それを補てんする意味でも地域コミュニティでの教育は重要といえよう。

7. まとめ

前報で検証したまちづくり計画策定地域における“地域に関わって住む”住み方の定着状況を、「街並みを考えた住まいの運営」という住生活の側面にしほり、実際の住まいの営みに関する行為・行動のレベルから改めて検証した。“地域に関わって住む”住み方の定着のかぎとして前報で提示した分譲時の「特約事項」への価値意識が、住まいの営みに関する行為・行動においても大きく関わり、価値意識を有する者では周辺環境との関係から日常的に家の前の通りや住まいの外観のしつらえを行い、非日常的な住まいの改修や改変においても、周辺との調和を念頭に置いた工事、工作が行われていた。その実践の割合は、住まいを社会資産でもであると捉える場合にはさらに高く、改めて住まいの社会性への認識の重要性を指摘できる。全体として、伝建地区に指定された東山地区の住民以上に、「街並みを考えた住まいの運営」が実践されていることを確認した。

ただし、まちづくり計画策定地区といえども、日常、非日常の住まいの営みにおいて、地域との関係意識をもたない住民も一定数存在することもまた事実である。そのような住民を包含しつつ、地域として今後もハード、ソフトの両面から住民主体の良好な住宅地運営を持続的に行っていく必要がある。そのためには地域全体として“地域に関わって住む”住み方の大きな流れを継承していくことが重要であり、そのためには住民相互や次世代への意識啓発が重要となると考えられる。

地域に関わって住み、まちづくりに主体的に取り組む住民を育てるための教育の場に対する意識を問うた結果では、「わからない」とする回答が相対的に多いながらも、家庭教育における住教育の必要を多くの者が認識している。家庭外の学校教育では、高等学校や大学よりも中学校、小学校レベルでの学校教育を適切と認めている、さらにそれ以外では、行政やNPO等の第三者によるものではなく、自分たち地域コミュニティによる教育の場を重視している。まちづくり策定地域の住民の主体的意見として重みがあるといえよう。

家庭でのそのような住意識や態度の継承をも、“地域に関わって住む”住み方の1側面として定着していくことを期待したい。併せて地域の学校教育における地域実践活動の一端として、まちづくり協議会とこどもたちの交流による意識啓発を、地域コミュニティでの住教育のあり方として提案できる。そもそも地域の小学校運営への協力も“地域に関わって住む”住生活の1側面である。また高齢者中心に構成されている現実のまちづくり協議会と小学生の交流は、世

代交流の意味をももつ。子どもたちにとっては、まちづくり計画策定のプロセスに触れることは、何よりの社会学習、地域実践の機会となるものと考えられる。

注

- 1) 平成 24 年度科学研究補助金（基盤 C）「持続可能な郊外住宅地居住のための地域居住様式の構築に関する研究」（研究代表者：中村久美）
- 2) 平成 23 年 10 月 14 日付、宇治市の条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、地区まちづくり計画として認定されたことを記す書面を含め、「Ⅰ 総則」「Ⅱ 本地区まちづくりの方針」で条例に基づき本計画を策定した背景、経緯や意義を述べ、「Ⅲ 本地区まちづくり・景観に関する協定」で建築物の用途や敷地規模、建物の高さや意匠、空地、空家への対応などの協定内容を冊子にまとめている。
- 3) 平成 26 年度の宇治市統計による本対象地区の人口は 2,169 人、そのうち 65 歳以上の高齢者は 971 人である。

参考文献

- 1) 広原盛明、高田光雄ほか：「都心・まちなか・郊外の共生」、晃洋書房、121（2010）
- 2) 中村久美、田中みさ子、廣瀬直哉：「持続可能な郊外住宅地居住のための“地域に関わって住む”住み方に関する研究」、日本建築学会計画系論文集 第 80 巻第 711 号、1085-1094（2015）
- 3) 中村久美、廣瀬直哉、田中みさ子：「まちづくり計画策定住宅地における住民の生活態度・意識 —持続可能な郊外住宅地居住のための“地域に関わって住む”住み方に関する研究 その 2—」日本建築学会計画系論文集 第 81 巻第 725 号、1433-1442（2016）
- 4) 中村久美：「観光事業を契機とした住民の住環境整備への意識と町並みに配慮した住み方」日本生活学会研究発表会、早稲田大学、2007 年 10 月 25 日

